

国立大学法人鳴門教育大学クロスアポイントメント制度に関する規程

令和 5 年 9 月 29 日

規程第 29 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第16条の2の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）におけるクロスアポイントメント制度に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教員等 就業規則第2条第2項に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手並びに研究員をいう。

(2) 他機関 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 国立大学法人又は大学共同利用機関法人

ロ 独立行政法人（行政執行法人を除く。）

ハ 地方独立行政法人

ニ 民間企業

ホ その他学長が特に認めた機関

(3) クロスアポイントメント制度 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 本学の教員等が、本学での身分を保有したまま、他機関に雇用され、本学及び当該他機関の業務（兼業によるものを除く。）を行うこと。

ロ 他機関の身分を保有する者が、当該他機関の身分を保有したまま、本学教員等として雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うこと。

(承認の手続き)

第3条 本学の教員等又は他機関の職員（以下「対象者」という。）にクロスアポイントメント制度を適用しようとする専攻長、センター所長（以下「専攻長等」という。）は、事前に学長に申出て、その承認を得なければならない。

2 学長は、対象者にクロスアポイントメント制度を適用する必要があるときは、専攻長等に対し、申出させることができる。

3 学長は、第1項の申出を受けたときは、教育研究評議会の議を経て、クロスアポイントメント制度適用の可否を決定し、申出した者に通知する。

(承認要件)

第4条 クロスアポイントメント制度の適用については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 本学の教育、研究及び社会連携等の更なる向上に寄与すること。

(2) 本学の利益に相反しないこと。

(3) 本学の職員としての倫理が保持されること。

- (4) 本学の職員としての職務遂行に著しい支障がないこと。
 - (5) その他本学の職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (協定書の締結等)

第5条 学長は、対象者にクロスアポイントメント制度を適用する場合は、他機関の長との間で、次の各号に掲げる事項を定めた協定書を締結しなければならない。この場合において学長は、協定書の内容について、文書により当該対象者の同意を得なければならない。

- (1) クロスアポイントメント制度を適用する対象者の氏名
 - (2) クロスアポイントメント制度の適用期間
 - (3) クロスアポイントメント制度を適用する対象者の本学及び当該他機関における身分及び業務並びに従事割合
 - (4) クロスアポイントメント制度を適用する対象者の給与並びに勤務時間、休日及び休暇等の取扱い
 - (5) 知的財産の取扱い
 - (6) その他クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項
- (制度適用の期間)

第6条 クロスアポイントメント制度の適用を受ける期間については、前条の規定により締結する協定により決定する。ただし、期間を定めて雇用される教員等に適用する場合、当該期間を超えることはできない。

(制度適用期間中の給与、労働時間等)

第7条 クロスアポイントメント制度の適用を受ける対象者の給与の取扱いについては、国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号）の規定にかかわらず、第5条の規定により締結する協定により決定する。

2 クロスアポイントメント制度の適用を受ける対象者の労働時間、休日及び休暇等の取扱いについては、国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号）の規定にかかわらず、第5条の規定により締結する協定により決定する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント手当等必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。